

令和4年度のお知らせ

1

令和4年度の国民健康保険料を改定 (月額 組合員本人2,000円・家族500円増、介護納付金賦課額据え置き)となりました

組合員の皆様に負担いただく東京都弁護士国民健康保険組合(以下「弁護士国保」)国民健康保険料額(以下、「保険料」(基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額))は、国庫補助の大幅な削減、保険給付費、高齢者・介護関係の拠出金等の増加に対応して、平成29年度から令和2年度まで、毎年度増額改定を行いましたが、令和3年度は介護納付金賦課額のみ200円の増額とさせていただきます。組合員の皆様には多大な負担増となりました。改めて感謝申し上げます。

令和4年度保険料につきましては、国から示された令和4年度の高齢者・介護関係の拠出金等(概算)は令和2年度の医療費を基礎に算定されるため、新型コロナウイルス感染拡大の影響による受診控えにより大きな伸びがありませんでしたが、令和3年度の医療費は、令和2年度の受診控えの反動で大幅な伸びを示しており、この傾向は令和4年度も続くものと考えられます。

そのため、令和4年度は保険料の改定を行わざるを得ない状況であり、理事会及び組合会で慎重に審議し、次の通り、令和4年度保険料額を決定した次第であります。

新型コロナウイルス感染拡大、厳しい経済情勢の中、大変恐縮ですが、組合員各位のご理解をお願いします。

令和5年度以降につきましては、今後の医療費、高齢者関連の拠出金等の動向により予断を許さない状況が続きます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度保険料(介護納付金賦課被保険者は40歳から64歳の方です)

なお、保険料は1年度を4期として、3カ月毎にご納付いただいております。

		改定前	改定後		月額保険料内訳
		月額保険料	月額保険料	年額保険料	
①	組合員	25,800円	27,800円 (2,000円増)	333,600円	基礎賦課額 23,200円 後期高齢者支援金等賦課額 4,600円
②	組合員 (40歳～64歳)	31,300円	33,300円 (2,000円増)	399,600円	基礎賦課額 23,200円 後期高齢者支援金等賦課額 4,600円 介護納付金賦課額 5,500円
③	家族	11,500円	12,000円 (500円増)	144,000円	基礎賦課額 7,400円 後期高齢者支援金等賦課額 4,600円
④	家族 (40歳～64歳)	17,000円	17,500円 (500円増)	210,000円	基礎賦課額 7,400円 後期高齢者支援金等賦課額 4,600円 介護納付金賦課額 5,500円

令和4年度年額保険料

(家族数別、介護納付金賦課被保険者の加入の有無による保険料額)

①基礎分高齢分保険料年額

(介護納付金賦課被保険者が加入していない場合)

令和4年度年額保険料

組合員数別区分	改定前	改定後	増加額
組合員のみ	309,600円	333,600円	24,000円
組合員+家族1名	447,600円	477,600円	30,000円
組合員+家族2名	585,600円	621,600円	36,000円
組合員+家族3名	723,600円	765,600円	42,000円
組合員+家族4名	861,600円	909,600円	48,000円
組合員+家族5名	999,600円	1,053,600円	54,000円
組合員+家族6名	1,137,600円	1,197,600円	60,000円

②基礎分高齢分介護分保険料年額

(介護納付金賦課被保険者が2名加入している場合)
(組合員および家族1名40歳～64歳で積算)

令和4年度年額保険料

組合員数別区分	改定前	改定後	増加額
組合員のみ	375,600円	399,600円	24,000円
組合員+家族1名	579,600円	609,600円	30,000円
組合員+家族2名	717,600円	753,600円	36,000円
組合員+家族3名	855,600円	897,600円	42,000円
組合員+家族4名	993,600円	1,041,600円	48,000円
組合員+家族5名	1,131,600円	1,185,600円	54,000円
組合員+家族6名	1,269,600円	1,329,600円	60,000円

○なお、令和4年度の都道府県・区市町村国保の賦課限度額は、①の場合85万円、②の場合102万円が予定されております(令和3年度比3万円増)。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在、事務局業務は次のとおりです。

○組合事務局での受付は休止しております。

届出・申請等の各種手続きは、全て郵送にてお願いいたします。順次対応いたします。

また、届出書等には、日中連絡可能な電話番号を記載ください。

なお、緊急の場合は、事前に下記電話受付時間内に組合事務局までご連絡ください。

○電話受付時間は、平日：午前10時から正午、午後1時から3時となります(電話番号03-3581-1096)。

○保険料の納入については、組合事務局へのご持参納入は休止しております。銀行振込にてお願いいたします。

なお、口座振替ご希望の方は「口座振替依頼書」の提出が必要となります。「口座振替依頼書」はダウンロードできませんので組合事務局まで電話またはFAXにてご連絡ください。郵送いたします。

新型コロナウイルス感染状況により、事業の一部が変更または中止となる場合もございます。
不測の事態により変更等が発生した場合には、当組合ホームページ等で周知いたしますのでご確認ください。
ご理解ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

①保険給付費・高額療養費の動向、令和3年度決算見込

令和元年度の医療費（保険給付費のうち「療養給付費（保険者負担額（7割・8割分）」）は、前年度対比で4.88%の急激な伸びを示しましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、受診件数の減少等があり令和2年4月分、5月分は例年のない低い金額となったことから、対前年度対比で△5.69%と大きく減少する結果となりました。しかし、令和3年度は、11月までの8カ月の対前年同期比で、13.2%の伸びを示しているため、年度全体では10.55%の増加が見込まれております。さらに、医療の高度化・高額化（超高額な治療等の保険適用）により、今後も保険給付費の増加傾向が継続することは避けられない状況が想定されます。

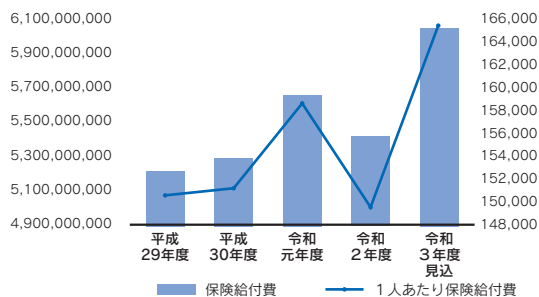
なお、新型コロナウイルス感染症に係る医療費の患者負担額は公費が負担しておりますが、保険者負担額（7割・8割）及び高額療養費については医療保険者である弁護士国保の負担となっております。

保険給付費の推移

年度	保険給付費 (円)	対前年度比 (円)	前年度 対比 (%)	被保険者数 (人)	1人あたり 保険給付費 (円)	前年度 対比 (%)
平成29年度	5,216,152,069	+72,863,879	101.42	34,647	150,551	100.33
平成30年度	5,296,456,450	+80,304,381	101.54	35,037	151,168	100.41
令和元年度	5,653,935,064	+357,478,614	106.75	35,662	158,542	104.88
令和2年度	5,416,472,186	-237,462,878	95.8	36,225	149,523	94.31
令和3年度 見込	6,041,826,000	+625,353,814	111.55	36,552	165,294	110.55

※「保険給付費」：療養給付費、高額療養費、療養費、出産育児一時金、葬祭費等

保険給付費・1人あたり保険給付費の推移



②令和4年度の高齢者医療制度関連支出は新型コロナウイルス感染症の影響により微減

令和4年度の「後期高齢者支援金」及び「前期高齢者納付金」の合計額は、令和3年度約39億5,793万円から令和4年度は約2,198万円減の約39億3,595万円が見込まれております。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の医療費が比較的低かったことによるものです。

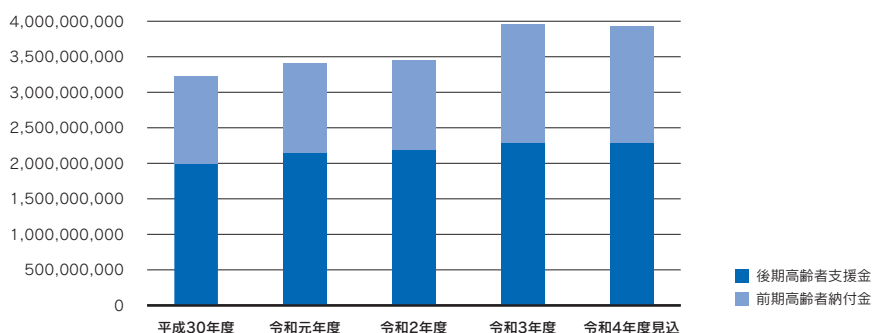
しかし、この減少は例外的なもので、平成20年度より開始された現行の制度（後期高齢者支援金：75歳以上の後期高齢者医療制度に全医療保険者が拠出をする、前期高齢者納付金：65歳から74歳の総医療費を各保険者の加入割合に基づいて財政調整を行う）は、我が国の人口が減少し、少子高齢化が進む中で、加入者が増加する保険者や前期高齢者（65歳以上75歳未満）の加入率が全国平均よりも低い保険者（令和4年度加入率見込では、全国平均15.13%、弁護士国保8.54%）に、より多くの負担を求める仕組みのため、今後も増加傾向が継続することは避けられないと想定されます。

高齢者関係の拠出金等の推移

年度	後期高齢者 支援金 (円)	前期高齢者 納付金 (円)	合計 (円)	前年度 対比額 (円)	前年度 対比 (%)
平成30年度	1,993,974,806	1,237,916,065	3,231,890,871	+387,988,050	113.64
令和元年度	2,144,742,903	1,257,802,454	3,402,545,357	+170,654,486	105.28
令和2年度	2,190,364,252	1,266,408,183	3,456,772,435	+54,227,078	101.59
令和3年度	2,290,152,098	1,667,775,068	3,957,927,166	+501,154,731	114.50
令和4年度見込	2,290,897,892	1,645,050,779	3,935,948,671	-21,978,495	99.44

※いずれの支援金・納付金の金額については、事務費拠出金を含む。

※後期高齢者支援金には病床転換支援金を含む。

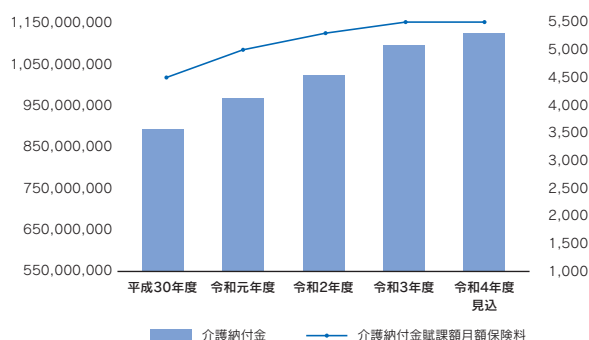


③介護納付金賦課額保険料について

介護納付金賦課額保険料につきましては、令和4年度介護納付金額（見込）が通知され、この納付金額（1名あたり74,959円）から国庫補助金見込分（納付金額の約11.2%）を差し引き算定し、1名あたり月額を据え置きとすることとなりました。介護納付金につきましては、弁護士国保に賦課される納付金は年々増加しており、それに対し、単年度収支均衡を原則として月額保険料を算定しております。

介護納付金、介護納付金賦課額月額保険料の推移

年度	介護納付金 (円)	前年度 対比額 (円)	前年度 対比 (%)	介護納付金 賦課額 月額保険料 (円)	前年度 対比 (%)
平成30年度	893,150,776	+45,787,305	105.40	4,500	107.14
令和元年度	968,329,460	+75,178,684	108.42	5,000	111.11
令和2年度	1,021,485,065	+53,155,605	105.49	5,300	106.00
令和3年度	1,094,901,516	+73,416,451	107.19	5,500	103.77
令和4年度 見込	1,123,189,663	+28,288,147	102.58	5,500	100.00



④国庫補助金は平成28年度から令和2年度にかけて段階的に削減されました

医療費等の定率国庫補助の削減は、平成27年5月、『持続可能な社会保障制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案』が可決成立し、国民健康保険組合については、所得水準の高い国民健康保険組合に対する医療費等への定率補助が見直され、弁護士国保（平成26年度に実施された所得調査により、被保険者1名あたり市町村民税課税標準額は240万円以上と決定されました）については、従来、医療費等に対する32%の定率補助（一般被保険者分（全体の約92%（令和3年度見込））が、平成28年度より5年間かけて13%に段階的に削減されました（毎年の補助率は、平成28年度28.2%、平成29年度24.4%、平成30年度20.6%、令和元年度16.8%、令和2年度13%）。

また、従来から医療費等の13%の定率補助の特定被保険者分（全体の約8.0%（令和3年度見込））につきましては、13%が継続されますが、後期高齢者支援金分の補助が平成29年度より廃止され、介護納付金分の補助についても、令和2年度より廃止されました。

このことから、組合員の皆様には毎年多大な保険料負担増をお願いする結果となりました。

なお、弁護士国保では、平成27年の補助金削減の法改正にあたり、この影響を軽減すべく関係する国会議員の方々や厚生労働省に精力的に陳情活動を行い、参議院厚生労働委員会において激変緩和措置の検討等の付帯決議が議決され、弁護士国保に関わる関係では、法定積立金の見直しにより、補助金削減に連動して5年間で法定必要額が増加すると見込まれる積立金約9億円程度の積み増しが不要となる制度改正、国民健康保険法施行令の改正が行われました。

医療保険制度をめぐる情勢は厳しい状況が続きますが、加入いただいている組合員及びご家族の負担に応え、適正、効率的な事業運営に徹して、本組合の基盤を強固なものにしてまいります。組合員の皆さまのなご一層のご理解ご協力をお願いする次第です。

3 令和4年度事業について

令和4年度事業は、①国庫補助算定の基礎となる所得調査の実施（通知により令和3年から延期）、②令和4年10月の「健康保険・厚生年金保険」の適用拡大に向けた準備対応を行います。あわせて、国の「全世代対応型の社会保障制度を構築」の「子ども・子育て支援の拡充」を受け、厚生労働省は国保組合についても保険料の一部を軽減する措置を行う予定であり、それを受けて対応を検討します。

①所得調査

令和4年度は、全国民健康保険組合に対する国庫補助金補助率算定のための被保険者の所得調査が実施されます（通知により、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮し令和3年から4年に延期されました）。国保組合に対する国庫補助は、被保険者一人あたり所得額等により補助することとされており、その所得額は、保険者において3年に1回実施する地方税法の規定による市町村民税の課税標準額に係る「所得調査」により判定されます。令和4年度の調査は、厚労省からの指示に基づき機械的に抽出された世帯の所得情報を、番号利用法に基づき情報提供ネットワークシステムから取得しますが、取得したデータの利用は所得調査のみです。なお、何らかの状況により、データが取得できない場合には、書類の提出をお願いする場合がありますので、その際はご協力をお願いいたします。

参考 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（抜粋）

第二十五条 法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

六 国民健康保険法第七十三条第一項の国民健康保険組合（以下「組合」という。）に対する補助の算定に関する事務当該補助の算定に係る者に係る市町村民税に関する情報

②「健康保険・厚生年金保険」の適用拡大に対する準備対応

令和4年10月の「健康保険・厚生年金保険」の適用業種拡大（個人事業所で5人以上雇用している法律事務所等士業への拡大）に向けて、その準備対応についても万全を期してまいります。なお、令和3年度中に予定しておりました現況の調査は、状況が流動的なため行わず、令和5年に全組合員に対する資格調査を実施する予定です。

所得が基準以下でも確定申告をお願いいたします

国保組合では高齢受給者証、限度額適用認定証の区分判定や所得調査などで、住民税の課税情報が必要です。所得が基準以下（非課税）で申告が必要ない方でも、確定申告をお願いいたします。

4 組合員・被保険者の加入資格

弁護士国保は、国民健康保険法に基づき、弁護士国保規約により、組合の地区（第三条）、組合員の範囲（第五条）及び被保険者の範囲（第六条）を定め、認可を受けて事業運営を行っております。加入できる地区と範囲は下記①のとおりです。なお、規約内の弁護士会に所属しながら地区外に転居される場合は、認可申請により地区の拡張が認められる場合がありますので、事前にご一報ください（下記②）。

また、弁護士法人は健康保険及び厚生年金保険の強制適用事業所に該当しますので、設立後も本組合に引き続き加入するためには健康保険の適用除外承認が必要です（5項参照）。

なお、令和4年10月からは、適用範囲の拡大により、個人の法律事務所も該当する場合がありますので、ご注意ください。

①弁護士国保に加入できる地区と範囲

弁護士国保に加入できる居住地の範囲は、規約第三条に定めた地区に住民票がある方に限定されております。また、被保険者の範囲は、組合員及び組合員の世帯に属する方に限られております。同一世帯の住民票に登録され、他の健康保険等〔健康保険（健保組合及び協会けんぽ）、各共済組合、後期高齢者医療制度（75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害により各都府県の後期高齢者広域連合の認定を受けた方）等の被保険者及び被扶養者、生活保護の方及び他の国民健康保険組合の組合員〕に加入していない方となります。

なお、学生で修学のため、他の地域に居住され国民健康保険法第一百六条該当と認められる場合は加入することができます（所定の手続きが必要となります）。

* 同一世帯で都道府県・区市町村の国民健康保険に加入されている場合は、世帯で包括して加入となります。

* 同一世帯で他の国民健康保険組合に加入されているご家族については、その方が法人等に勤務され厚生年金に加入し協会けんぽの健康保険の適用除外承認を受けて他の国民健康保険組合に加入されている場合は組合員のご家族として加入することはできません。

○規約（抜粋）

（地区）

第三条 組合は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、北海道札幌市、福島県（会津若松市及び郡山市）、茨城県（水戸市、土浦市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市及び神栖市）、栃木県（宇都宮市、小山市及び那須塩原市）、群馬県（前橋市、高崎市及び館林市）、新潟県（新潟市、長岡市及び南魚沼市）、山梨県（大月市及び北杜市）、長野県（佐久市、北佐久郡軽井沢町及び下高井郡山ノ内町）、岐阜県（羽島市及び各務原市）、静岡県（静岡市、浜松市、熱海市、三島市、富士市、裾野市、田方郡函南町及び駿東郡長泉町）、愛知県（名古屋市、豊川市、刈谷市及び知多市）、三重県津市、京都府京都市、大阪府（大阪市、堺市及び豊中市）、兵庫県（神戸市及び西宮市）、奈良県（大和郡山市及び生駒郡安堵町）、広島県広島市、福岡県（北九州市及び福岡市）、熊本県熊本市及び沖縄県島尻郡与那原町をその地域とする。

第四条 略

（組合員の範囲）

第五条 組合員は、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、神奈川県弁護士会、千葉県弁護士会及び埼玉弁護士会に所属する弁護士及び外国法事務弁護士並びにその法律事務所に勤務し業務に従事する者で、第三条の地区内に住所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第五十条に規定する被保険者は組合員としない。

3 組合員が弁護士又は外国法事務弁護士であること及び法律事務所に勤務し業務に従事する者であることの判定基準は別に定める。

（被保険者の範囲）

第六条 組合は組合員及び組合員の世帯に属する者をもって被保険者とする。ただし法第六条各号（ただし、第十号は他の国民健康保険組合の被保険者と読み替えるものとする）に該当するものを除く。

（令和4年2月末日 現在）

○規約第五条3項に基づく判定基準を定める規程（抜粋）

組合規約第五条に定める弁護士又は外国法事務弁護士及び法律事務所に勤務し業務に従事する者であることの判定基準は次のとおりとする。

一、「弁護士及び外国法事務弁護士」については、弁護士及び外国法事務弁護士として日本弁護士連合会への登録の有無により判定する。

二、「法律事務所に勤務し業務に従事する者」については、本組合規約第五条に定める弁護士会に所属する弁護士又は外国法事務弁護士からの、その法律事務所の従業員として雇用されている旨の証明書の提出により判定する。

②規約内の弁護士会に所属しながら地区外に転居される場合は事前にご一報ください

弁護士国保に組合員として加入できる方は、規約第三条に定める地区に住所を有する方に限定されておりますが、平成27年度より、従来から弁護士国保に加入されている方が認可されている地区外に転居された場合、地区拡大の規約改正が一部認可されております。

所属する弁護士会は弁護士国保規約に定める弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、神奈川県弁護士会、千葉県弁護士会及び埼玉弁護士会）の登録を継続され、弁護士国保の地区外に転居された場合や転居される予定の方は、組合事務局にご連絡をお願いいたします。

③組合員資格の適正な取り扱い及び資格調査について（令和元年度より3年に1度実施）

厚生労働省より、組合員資格の適正な取り扱いとして、同種の事業又は業務に従事する者の判定基準を定めること、また、加入した後についても組合員の住所、組合員が判定基準に定める業務に従事していること、組合員が健康保険の適用を受ける者である場合に組合員の健康保険適用除外承認が適切に行われていること等、**組合員資格・被保険者資格について定期的な確認を行うよう通知されており、次回は令和5年度の実施を予定しています。**

調査により加入資格がないことが判明しますと、事実発生日に遡及して資格喪失するなどの対応が求められ、それに伴い保険料や医療費の清算が発生し、大きな負担となってまいりますので、事実発生後14日以内の手続きをお願いいたします。

「弁護士及び外国法事務弁護士」の方につきましては、日本弁護士連合会の登録情報を確認し、定期的に資格確認を実施しておりますが、さらに健康保険・厚生年金保険の適用拡大に係り事務所に所属（雇用）されている状況について、書類の提出により調査を実施する予定です。また、「法律事務所に勤務する者（弁護士以外の従業員として加入されている方）」として加入されている方は、3年に1度の組合員の資格確認調査の内容の見直しを行ったうえで実施する予定です。「弁護士及び外国法事務弁護士」「法律事務所に勤務する者（弁護士以外の従業員として加入されている方）」の方で、健康保険適用除外承認を受けて弁護士国保に加入されている方につきましては、厚生年金加入継続の確認調査を3年に1度実施しております。

5

健康保険の適用除外承認について（令和4年10月の個人事務所に係る適用拡大、及び弁護士法人の設立により社員・勤務弁護士・従業員となる方）

～今年（令和4）年10月から使用関係が常用的な勤務弁護士と従業員をあわせて5人以上の個人の法律事務所が「健康保険（協会けんぽ）・厚生年金保険」の強制適用事業所になります～

①被用者5人以上の個人の法律事務所の適用除外承認について（令和4年10月から）

個人の法律事務所に所属されている勤務弁護士・従業員のうち、常用的使用関係がある方が5人以上の場合、該当する方（被用者）は健康保険（協会けんぽ）・厚生年金保険の強制適用となります。事業主は、事実発生日（令和4年10月1日）から5日以内に管轄する年金事務所にお手続き（「健康保険・厚生年金保険新規適用届」等の提出）が必要となります。ただし、個人の法律事務所の事業主や家族専従者の一部は適用対象外とされています。

なお、強制適用該当の被用者のうち、令和4年10月1日時点ですでに弁護士国保の被保険者資格がある方は、日本年金機構に健康保険の適用除外承認申請を行い、承認を受けることで、そのまま弁護士国保に加入し続けることができます（厚生年金保険には適用除外のしくみはありませんので、強制適用になります）。

協会けんぽに加入する際、手続きが遅れますと、遡及して弁護士国保の資格を喪失し、それに伴い保険料や医療費の精算が発生し、大きな負担となってしまいますので、手続きはお早目をお願いします。

②弁護士法人の設立に係る健康保険の適用除外承認について

弁護士法人は健康保険（協会けんぽ）・厚生年金保険の強制適用事業所に該当します。設立後も弁護士国保に引き続き加入し続けるには事務所名の変更届及び年金事務所において、厚生年金に加入するとともに、健康保険（協会けんぽ）の適用除外の申請を行い、承認を受けることが必要となります。

③健康保険の適用除外承認の手続き

健康保険の適用除外を申請できる方は次のとおりです。

重要！

- ① 弁護士国保の被保険者である者を使用する事業所が法人となる又は5人以上事業所となる等により、健康保険の適用事業所となる日において、現に弁護士国保の被保険者である者。
- ② 弁護士国保の被保険者である者が法人又は5人以上事業所を設立する等により、健康保険の適用事業所となる場合における当該被保険者。
- ③ ①または②に該当することにより、適用除外の承認を受けた者を使用する事業所に新たに使用されることとなった者。
- ④ 弁護士国保の被保険者である者が、健康保険の適用事業所に勤務した場合における当該被保険者。

※ 適用除外の届出等が14日以内とされていることから、年金事務所において、届出が遅れた場合に協会けんぽの健康保険の適用除外を承認されないケースがあります。弁護士法人設立又は令和4年10月1日以降に個人の被用者該当5人以上事務所となる場合は、予め管轄の年金事務所へ、準備段階からお早めにご相談いただきますようお願いいたします。また、新たに勤務弁護士、事務職員を雇用される場合は、14日以内に届出されるよう、予め、準備をお願いします。

※ この「14日以内」の規定は平成28年4月より従来の「5日以内」から改正されました。しかし、「厚生年金保険」の資格取得届は以前と同様に「事実のあった日から5日以内」に届け出ることが必要ですので、速やかに手続きをしてください。また健康保険の適用除外承認申請書とは別に厚生年金保険の取得届を年金事務所へ提出する場合は、資格取得届の左肩に「健康保険適用除外承認申請書は別途提出予定」と必ず記載をしてください。

※ また、個人の法律事務所の場合（令和4年10月1日以降は個人の被用者該当5人未満事務所の場合）は、厚生年金のみの任意適用事業所となることが可能です。この場合は協会けんぽの適用除外は必要ありません。

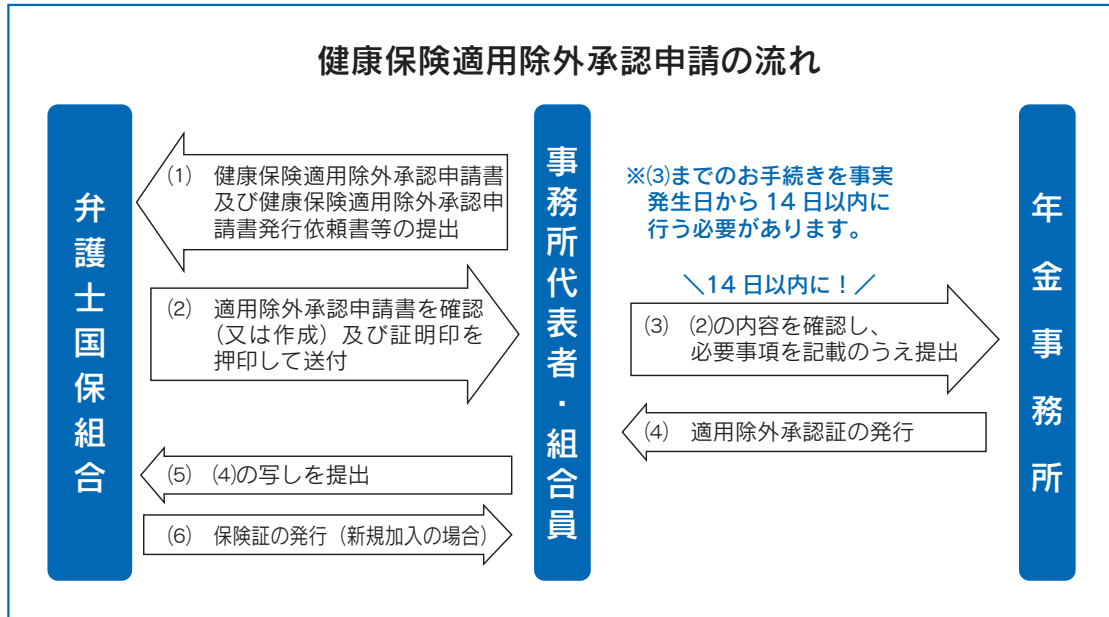
※ なお、弁護士法人からの報酬が無い弁護士の場合や、勤務する従業員が弁護士法人からではなく、弁護士個人から給与等の支給を受けていることにより、弁護士法人に勤務していない雇用形態となっている場合等により、健康保険・厚生年金保険の対象とならないことが想定されるような場合につきましては、組合事務局に個別にご相談くださいますようお願いいたします。

※ 令和4年10月からの適用拡大に係る情報は、順次ホームページで公開する予定です。

健康保険の適用除外承認申請の手続きの流れは次のとおりです。

- (1) 「健康保険適用除外承認申請書」及び「健康保険適用除外承認申請書発行依頼書」を弁護士国保に提出します
- (2) 弁護士国保で適用除外承認申請書を確認及び証明印を押印して法律事務所宛に送付します
- (3) 法律事務所では、(2)の内容を確認し、必要事項を記載のうえ管轄の年金事務所に事実発生日から14日以内にご提出ください
- (4) 年金事務所から適用除外承認証が法律事務所へ届きます
- (5) 適用除外承認証の写しを弁護士国保にご提出ください
- (6) 新規加入の方の場合、弁護士国保では適用除外承認証を確認し、該当する方の保険証を発行します

健康保険適用除外承認申請の流れ



6 弁護士国保における「個人番号（以下「マイナンバー）」の取り扱いについて

国民健康保険法により医療保険者として認可されております弁護士国保は、「個人番号利用事務実施者」となることから、厚生労働省からの指示のもと、組合員・ご家族の皆様（以下加入者）のマイナンバーの取得・利用開始に対応して組合格約の改正、各種取扱規程等の改正、制定並びに安全管理措置等を行いました。

平成28年1月から、国民健康保険法施行規則により、国民健康保険組合への各種届出書及び各種給付の申請書にマイナンバーの記載が必要になりました。届出書は、当組合ホームページの「申請書一覧」からダウンロードし、ご利用ください。

マイナンバーをご記入いただいた場合、従来の必要書類に加え、組合員の本人確認書類（番号確認書類、身元確認書類）の添付が必要になります。

なお、マイナンバーがわからない場合など、記載が困難な場合は、マイナンバーの記載が無くても届出を受理し、情報連携により手続きを行います。この場合は番号確認書類・身元確認書類は添付不要です。

本人確認とは①番号確認、②身元確認の2つからなります。		
	①番号確認 (マイナンバーが正しいことの確認)	②身元確認 申告者（組合員）がマイナンバーの正しい持ち主であることを確認
A	マイナンバーカード 裏面で番号確認、表面で身元確認ができます	
B	マイナンバーの記載のある世帯全員の住民票（発行より3カ月以内） * 弁護士国保に加入しない方のマイナンバーは不要	顔写真付き身分証 運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 住民基本台帳カードなど
C	個人番号通知カード（下記☆参照） *平成27年10月以降にご自宅に届いたカードです。 なお、住所に相違がある場合は本人確認できませんので、その場合上記Bの添付をお願いします。	顔写真付き身分証がない場合 公的機関発行の書類の写しが必要になります。 年金手帳、印鑑登録証明書、戸籍謄本、納税証明書、保険証など

A～Cいずれかの組み合わせが本人確認の書類となります。

マイナンバーカードがあれば、裏面で番号確認、表面で身元確認ができます。

なお、マイナンバーを変更（平成27年10月以降）された際は、14日以内に届出が必要となります。必ず当組合までご連絡をお願いいたします。

☆個人番号通知カードについて

令和2年5月25日から「個人番号通知書」に変わり、個人番号通知カードの新規発行（出生、海外からの転入）や再交付は廃止となりました。個人番号通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合のみ、引き続き個人番号通知カードでマイナンバーを証明する書類として使用できます。

なお、「個人番号通知書」は、「マイナンバーを証明する書類」として利用することはできません。

①各種届出は事実発生日から14日以内に

加入・喪失・住所変更等の各種届出は国民健康保険法施行規則により14日以内と定められております。お早めの手続きにご協力ください。各種届出の方法は、ホームページをご覧ください、該当する届出書をダウンロードしてご利用ください。

なお、就職等で他の健康保険・共済組合に加入した場合、そのまま放置していると重複加入となりますので、必ず14日以内に弁護士国保の資格喪失手続きをお願いいたします。

弁護士国保への届出事項は、氏名・住所・性別・生年月日・マイナンバー・職業・法律事務所の所在地(家族の場合は使用される事業所名)となっております。この事項に変更が生じた際にも変更の届出が必要となります。たとえば、家族として加入していた方が弁護士登録をした場合には、職業及び法律事務所の届出が必要となります。

②新規加入による資格取得届の際の添付書類について

新規加入の際、発行より3カ月以内の世帯全員の住民票のご提出をいただいております。適正な被保険者資格確認のため、住民票上同一世帯の方で、弁護士国保に加入申込しない方の保険証のコピー(全国健康保険協会、健保組合、共済組合等)のご提出をお願いいたします。

これは組合員となる方の世帯に属する方について、国民健康保険法第六条該当の有無を確認し、適正な世帯包括適用を行うため必要となります。

適正な組合運営のため、何卒ご理解ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

③資格喪失に係る「退職証明書」等のご協力をお願いいたします

法律事務所に勤務される事務員の方が退職を理由に弁護士国保の資格を喪失される場合は、雇用されていた弁護士に「退職日」を証明いただくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。資格喪失届裏面の退職証明書を記載いただきますようお願いいたします。

また、弁護士が、弁護士法人を退職された場合の事務所変更につきましては、弁護士法人からの退職証明書や厚生年金保険の資格喪失確認通知書の写し等を添付いただいております。

④雇用形態の変更

弁護士法人(及び令和4年10月1日以降は個人の被用者該当5人未満事務所)に勤務され、厚生年金保険に加入し健康保険の適用除外を受けて弁護士国保に加入されている場合に、登録の法律事務所は従来どおりでも、雇用形態の変更等により厚生年金保険の資格を喪失された場合は届出をお願いします。

(国保組合では、厚生年金保険に加入し健康保険の適用除外を受けて組合に加入されている場合は「特定被保険者」として、それ以外の方と国庫補助金の算定率が異なります。このため、適正な国庫補助金申請のために「健康保険の適用除外を受けて当組合に加入されている」状態の異動につきましても適正な管理が求められております。ご理解ご協力の程お願いいたします。)

⑤雇用(所属)形態の確認及び変更(予定)

令和4年10月1日から、個人事務所で被用者該当5人以上の事務所は、健康保険(協会けんぽ)・厚生年金保険の強制適用事業所になります。また、国民健康保険組合に対しては、厚生労働省より、組合員資格の適正な取り扱いとして、加入した後についても組合員の住所、組合員が判定基準に定める業務に従事していること、組合員が健康保険の適用を受ける者である場合に組合員の健康保険適用除外承認が適切に行われていること(個人事務所で被用者に該当する方が5人以上勤務しているか否か)等、組合員資格・被保険者資格について定期的な確認を行うよう通知されております。

そのため、令和4年10月から、組合員の加入時、事務所の雇用(所属)形態の変更時及び所属事務所を変更された際に、健康保険の適用除外承認申請の対象者以外の皆様に「確認書」又は「在職証明書」等のご提出をお願いすることを検討しております(なお、これらの書類には、所属(雇用)されている状態が分かるよう具体的に記載をお願いすることを併せて検討しております)。

⑥保険証再交付の際の本人確認について

厚生労働省より、平成27年末の被保険者情報の漏えいに係る報道を踏まえ、被保険者情報を悪用したなりすましによる被害が生じることのないよう、①保険証の再発行申請を受け付けるに当たって本人確認を行う際は、運転免許証やパスポートなど、申請者本人の顔写真が分かるもので行うこと、②①による本人確認が困難な場合は、住民票などの公的な証明書をもって確認を行うこと、③本人の代理人が申請を行う場合は、代理人の身元確認に加えて、本人と代理人の関係が分かる書類等を併せて確認する(なお、代理人が同一世帯で弁護士国保加入者である場合は不要)。及び④郵送による申請の際も、運転免許証等の写しを添付していただき、①から③に準じた本人確認を行うことが通知されました。

つきましては、この通知に基づき、保険証再交付申請の際は、顔写真付きの身分証明として運転免許証等をご持参もしくは郵送の際はコピーの添付をお願いします。また、代理人の方が組合事務局に来所される場合は「本人と代理人の関係が分かる書類等」が必要となりますので、弁護士国保ホームページに「委任状」の雛型を掲載しますので、ご利用ください。なお、この場合は、本人及び代理人身元確認のため、運転免許証等のコピー等本人及び代理人の顔写真の分かるものをご持参ください。

8 東京都弁護士国民健康保険組合ホームページをご利用ください

令和4年4月(予定)より弁護士国保ホームページを更新するとともに、スマートフォン対応を行います。組合規約、各種手続き、制度のご案内及び健康診断の日程等の様々なコンテンツがご覧いただけます。また、各種申請書、届出書類(一部)のダウンロードや春季・秋季健康診断(一部)の申し込みも、可能となっておりますので、どうぞご利用ください。届出書等はホームページの「申請書一覧」からダウンロードいただきますようお願いいたします。ダウンロードができない場合は、組合事務局まで電話もしくはFAXにてご連絡ください。郵送いたします。

ホームページURL <https://www.bengoshi-kokuho.or.jp/>

9 マイナンバーを利用した情報連携による所得確認及びオンライン資格確認

①マイナンバーを利用した情報連携による所得確認

厚生労働省の通知により平成30年10月からマイナンバーを利用した情報連携の本格運用が開始され、70歳以上の方の高齢受給者証発行、高額療養費支給に係る所得区分の判定及び限度額認定証発行のため必要であった所得確認書類(課税証明書等)の省略が可能となりました。

ただし、特定個人情報(個人番号)の利用停止請求や何らかの事由で、個人番号制度の情報連携で所得区分の確認ができない場合は、所得を確認する証明書をご提出いただく必要がございます。

②オンライン資格確認

オンライン資格確認は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」とします)に基づき構築されたネットワークシステムを活用し、被保険者が医療機関及び薬局を受診する際に、オンラインで被保険者資格の確認を行うというものです。従来の保険証に加え、機器が整備された機関ではマイナンバーカードでも受診することができます(マイナンバーカードを保険証として利用するためには、マイナポータルサイト等でのお申込が必要です。なお、通知カードは利用できません)。

保険者が情報連携により所得情報を取得し、70歳以上の方の高齢受給者証発行、高額療養費支給に係る所得区分の判定及び限度額認定証発行認定証等の適用区分を判定のうえ、ネットワークシステムに登録して、医療機関等と連携を行うこととされました。

ただし、情報連携により判定に必要な所得情報を取得できない場合(特定個人情報(個人番号)の利用停止請求をしている方も含む)には、国民健康保険限度額適用認定申請等の際に、住民税の課税(非課税)証明書の提出が必要になります。

また、機器が整備された医療機関を受診する際には、認定証等を提示する必要がなくなりますが、機器が整備されていない医療機関・薬局では、これまでどおり保険証及び認定証等の提示が必要です。

これらのことから、ご入院などで認定証が必要な方は、事前に弁護士国保に国民健康保険限度額適用認定申請をお願いいたします。なお、交付をお急ぎの際は、即時に発行できない場合がありますので、事前にお電話で当組合にご連絡ください。

また、オンライン資格確認とともに、マイナポータルにおいて特定健診、医療費、薬剤の情報が順次閲覧が可能になります。また、特定保健指導を始めとした保健事業の推進のため、特定健診情報を保険者間で引き継ぐしくみが導入されました。前保険者の特定健診情報の引き継ぎをご了承いただけない場合には弁護士国保までお申出ください。

なお、保険料が未納な方で、更新保険証を受け取られていない場合には、オンライン資格確認ができないことがあります。

参考 国民健康保険法（抜粋）

第三十六条 3 被保険者が第一項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は第五十四条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、市町村又は組合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村又は組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けることをいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、第一項の給付を受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

10 70歳から74歳の方の医療機関で受診した際の一部負担金の割合について

70歳から74歳の加入者の住民税課税所得が145万円以上の方及び同じ世帯にいる70歳から74歳の方は、現役並み所得者（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）となり窓口負担が3割となります。

そのほかの方（一般所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ）は窓口負担が2割となります。所得に応じ窓口負担が異なりますので、保険証に併せて高齢受給者証を提示ください。

* 低所得者Ⅱは住民税非課税の方で、低所得者Ⅰ以外の方。

* 低所得者Ⅰは住民税非課税でその世帯の所得が一定基準以下（年金収入80万円以下等）の方。

11 高額療養費制度、限度額適用認定証について

(1) 高額療養費制度

高額療養費は、同一月内に医療機関、薬局、補装具代などで支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、その一部負担金から自己負担限度額を差し引いた金額を支給する制度です。

高額療養費の計算は、以下のとおりです。

- ① 同じ人が、同一の医療機関（入院と通院の内科・歯科は別計算）で、同一月内（1日から末日まで）に一部負担額が次の表の自己負担限度額を超えた場合、超えた額が支給対象となります。
- ② 70歳未満の方は、同一世帯内の被保険者が同一月内に支払った金額（①の受診ごと）が21,000円以上の場合、合算して一部負担限度額を超えた額が支給対象となります。70歳から74歳までの方は同一月・個人単位で、医療機関や金額を問わず、外来の自己負担額すべてを合算して支給対象を判定し、その後、入院について同一の医療機関ごとに判定します。なお、差額ベッド、歯科等の保険外診療及び食事療養費・入院時生活療養費の一部負担金は対象となりません。
- ③ 同一世帯で、直近12カ月間に支給該当回数が4回以上になったときには、4回目からは一部負担限度額がかわりません（次の表< >内の額）。

1) 70歳未満の自己負担限度額

70歳未満の受診者にかかわる高額療養費の自己負担限度額は、次の表のとおりです。

区分	所得要件	月単位の上限額
上位所得(ア)	旧ただし書所得(※1) 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (多数回該当:140,100円)
上位所得(イ)	旧ただし書所得 600万円超~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (多数回該当:93,000円)
一般所得(ウ)	旧ただし書所得 210万円超~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数回該当:44,400円)
一般所得(エ)	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円 (多数回該当:44,400円)
低所得(オ)	住民税非課税	35,400円 (多数回該当:24,600円)

※1 旧ただし書所得は、総所得金額等から基礎控除(43万円)を差し引いた額です(総所得金額等は、前年の総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物などの譲渡所得金額などの合計。ただし、退職所得は含まず、雑損失の繰越控除は控除しません)。

2) 70歳から74歳の自己負担限度額

70歳から74歳の受診者にかかわる高額療養費の自己負担限度額は、次の表のとおりです(平成30年8月以降)。

区 分	外 来 (個 人)		入院・世帯単位
	外 来 (個 人)		
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <140,100円>		57,600円 <44,400円>
現役並みⅡ 課税所得380万円以上~690万円未満	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <93,000円>		
現役並みⅠ 課税所得145万円以上~380万円未満	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <44,400円>		24,600円
一般所得者 ※2 (課税所得145万円未満)	18,000円 ※1(年間14.4万円上限)		
低所得者Ⅱ	8,000円		
低所得者Ⅰ ※3			15,000円

● < > は多数回該当の場合

- ※1 一般所得者については、1年間(8月から翌年7月)の外來自己負担額の合計額に年間14.4万円の上限が設けられています。
- ※2 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や「旧ただし書所得」の合計が210万円以下の場合も含まれます。
- ※3 住民税非課税世帯に属し、世帯の所得が年金収入80万円以下などの方
- ※ 同じ世帯に69歳以下と70歳以上の方がいる場合、(ア)70歳以上の方の外來の自己負担額を個人ごとに合算した額に、70歳以上の方の外來における上限額をそれぞれ当てはめ、差額を支給。(イ)70歳以上の方の入院分の自己負担額と、(ア)によってもなお残る自己負担額とを合計した額に、70歳以上の方の世帯における負担の上限額を当てはめ、差額を支給。(ウ)69歳以下の方の自己負担額と、(イ)によってもなお残る自己負担額を合計した世帯全体の自己負担額に、世帯全体における負担の上限額を当てはめ、差額を支給。

(2)限度額適用認定証

治療を受けられる際、医療機関等が保険証及び「国民健康保険限度額適用認定証」の情報または各証を確認することにより、医療機関単位(医科・歯科・調剤薬局・外來・入院の別で計算)で高額療養費の自己負担限度額までの支払いとなります。

限度額適用認定証は、法改正により、保険者が情報提供ネットワークシステムから所得情報を取得し、認定証等の適用区分を判定のうえ、ネットワークシステムに登録して、医療機関等と連携を行うこととされました。しかし、医療機関等にシステムが導入されていない場合には確認することができませんので、**限度額適用認定証が必要な場合には、事前に申請をお願いいたします。**交付をお急ぎの際は、即時に発行できない場合がありますので、事前にお電話で当組合にご連絡ください。

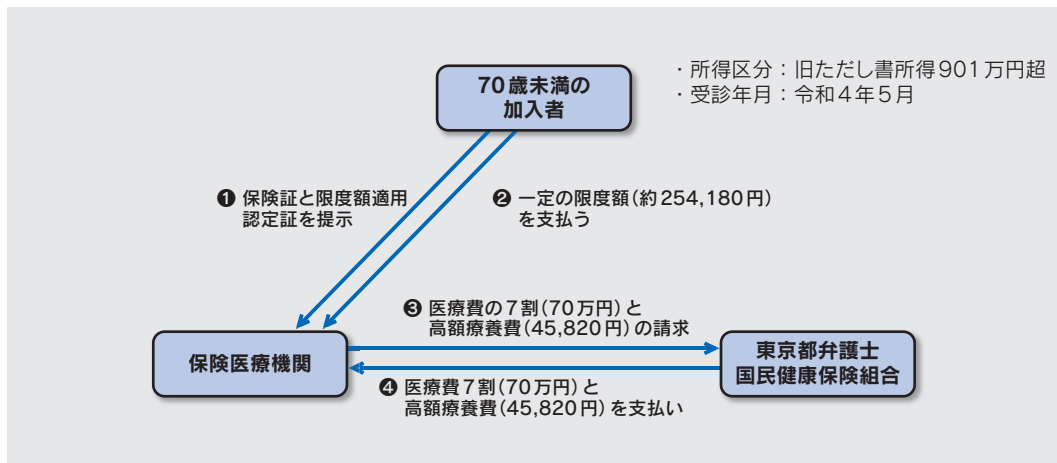
なお、国保組合で情報提供ネットワークシステムから判定に必要な所得情報を取得できない場合には、限度額適用認定申請の際に、住民税の課税(非課税)証明書の提出が必要になります。

また、医療機関が限度額適用認定証の情報を確認できない等で法定の一部負担金をお支払いの場合や、世帯合算、多数該当等で自己負担限度額を超えた場合は償還払いとなります。この場合、該当する方に組合事務局から通知を郵送し、申請いただくこととなります。

○70歳から74歳までの下記の方が医療機関等を受診する際は限度額適用認定証等の提示が必要です

- ・現役並みⅡ、現役並みⅠの方が医療機関等を受診する際は、保険証、高齢受給者証に併せ「国民健康保険限度額適用認定証」が必要です。
- ・低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰの方は保険証、高齢受給者証に併せ「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。
- ・現役並みⅢ、一般所得者は、保険証、高齢受給者証のみの提示で受診します。
- ・**高齢受給者証を交付の際、各認定証の申請書を同封いたしますので当国保組合まで申請ください。**

[例] 70歳未満の方が手術等で入院時に認定証を提示した場合（総医療費約100万円、3割負担の場合）



12 海外療養費の申請について

平成25年12月に厚生労働省より、海外療養費の不正請求事例が複数明らかになっていることから、(1)支給申請に対する審査の強化、(2)不正請求事例への対応及び(3)審査業務に対する財政支援についての通知がありました。

この通知に基づき、弁護士国保では、平成26年4月申請分より、①支給申請時にパスポートの提示(組合にてコピー)もしくはコピーの提出をいただき、受診者が海外において療養を受けた期間の渡航の事実を確認しています。なお、出入国の際に「自動化ゲート」を利用され、パスポートの査証欄へのスタンプ(証印)が省略される場合は海外渡航期間の確実な確認が困難となりますので、この場合は「海外に渡航した事実が確認できる書類の写し」として、航空券、海外で利用したクレジットカードの明細書等を提出いただく場合もあります。②海外療養費の審査を行った際に、疑義が生じた場合、海外の医療機関等に対して、文書等により、療養等の事実の有無や療養の内容を確認するために、受診者及び組合員は、支給申請の際に、医療機関等と療養の情報について提供等を行うことや、当組合がその業務を他に委託等することについて同意を得る同意書を支給申請時に提出することが必要となっております。

なお、不正請求事例があった場合には、厚生労働省に報告することや警察との相談・連携について、適正な対応をとることが通知されております。

13 特定健康診査・特定保健指導を受けましょう

① 特定健康診査

平成20年4月より、医療保険者に義務化された特定健康診査(以下「特定健診」とします)は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防を中心とした健診です。特定健診の対象者は、令和4年度中に40歳から74歳となる被保険者が対象です。なお、令和4年度中に75歳になる被保険者も対象となりますが、75歳の誕生日前日までの受診となります。

費用は、年度内1回に限り全額組合が負担します。

② 特定保健指導

特定保健指導の内容は、医師、保健師又は管理栄養士との面談等で、食生活や日々の運動等に関する見直しを行うとともに、改善できそうな目標を立てて、3カ月又は6カ月の取組みを行うというものです。

特定保健指導の対象者は、特定健診の結果、腹囲が85cm以上の男性若しくは90cm以上の女性又は腹囲が85cm未満の男性若しくは90cm未満の女性であってBMIが25以上の者のうち、血圧、中性脂肪又はHDLコレステロール、血糖検査が、厚生労働大臣が定める基準に該当する者が対象とされています。

この基準に該当された方には、組合から特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）のご案内（「特定保健指導利用券」）を送付いたしますので、健康保持・増進のために、是非ご利用ください。費用は、年度内1回に限り全額組合が負担します。
※前年度の検査結果および当日の一部検査結果から、健診当日に特定保健指導を実施する場合があります。

14 健康診断等事業（人間ドック、健康診断、特定健診、特定保健指導）について

令和3年度より、健康診断事業（ネットワーク受診による人間ドック、春季・秋季健康診断、特定健康診査）に加え、新たに生活習慣病健診（ネットワーク受診（D）、巡回型（E））を実施いたしております。それぞれの健診について組合より補助をいたします。また、特定健診対象者は年度内1回に限り前述の補助に追加して特定健診分の補助を行います。

なお、下記（A）・（B）・（C）・（D）・（E）の健診は、特定健診の項目を含んでいますので、これらの健診を受診されない場合は、「地域の医療機関での特定健診のみ（F）」をご利用ください。40歳以上の方で、（A）から（E）のいずれかのコースを受診された方は、（F）は受診できません（重複受診となるため）。重複受診された場合には、全額自己負担となりますのでご注意ください。

申込方法、検査項目、組合補助など詳細については、当組合ホームページにて必ずご確認ください。

また、組合の補助を受ける健診は、組合の保健事業のデータとして、保健事業の充実、健診に対する国庫補助金の基礎資料として組合にて管理いたしますので、ご同意のうえご利用ください。

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況等により、各種健診の実施期間等に変更、中止等の不測の事態が生じる場合がございます。その状況、対応等については、弁護士国保ホームページにて随時ご案内いたします。ご理解ご了承いただきますようお願いいたします。

		ご案内時期	ご案内方法	受診期間
人間ドック （ネットワーク受診）	(A)	4月上旬	ホームページ	4月～翌年3月
春季健診 （弁護士会館での実施）	(B)	4月中旬頃	組合員に郵送 （東京三弁護士会の弁護士 には、弁護士会より宛名 ラベルの提供を受け郵送）	6月～7月
秋季健診 （弁護士会館での実施）	(C)	9月中旬頃		11月～12月
生活習慣病健診 （ネットワーク受診）	(D)	4月中旬頃	ホームページ	5月～翌年3月
生活習慣病健診 （巡回型）	(E)	10月中旬頃	ホームページ	1月～3月
地域の医療機関での 特定健診のみ	(F)	4月中旬頃	40～74歳の方へ郵送	※居住地区によって異なる

※それぞれ年度内1回の受診ができます。なお、特定健診の補助は年度内1回限りです。（A）から（E）のいずれかのコースを受診された方は、（F）は受診できません。

①弁護士会館（霞が関）での健診（B）・（C）

毎年、東京三弁護士会と共催で年2回（春季・秋季）弁護士会館にて生活習慣病・一般健康診断を実施いたしております。なお、特定健診のみの受診も可能です。

②人間ドック（A）及び生活習慣病健診（D）のネットワーク受診

（A）及び（D）の受診コースは、『一般財団法人 日本健康文化振興会』（東京都杉並区阿佐ヶ谷1-14-1 ☎03(3316)0777）に委託して実施している健診等で、全国の契約健診機関（1,500を超える機関）で年度内1回の受診ができます。

当組合へ受診前に申込書を必ずご提出ください。提出がない場合は、組合の補助対象となりません。

なお、契約健診機関の受診コースは、全国で統一の（A）及び（D）の受診コースと限定されておりますので、健診機関が独自に設定している他のコースを受診する場合は、契約外となり、弁護士国保の補助対象にはなりませんのでご注意ください。

③生活習慣病健診（E）

巡回型の集団健診で、年度末1月から3月にかけて、関東地域33カ所の公民館や公共施設等の会場で、延べ60日程度（令和3年度実績）行います。弁護士国保のみではなく、他組合とともに実施する集団健診となっております。

④地域の医療機関（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、静岡県）での受診（特定健診項目のみ）（F）

当組合が契約する地域の医療機関で受診を希望される方は、4月下旬に対象者全員に『特定健診のご案内』を自宅に郵送いたします。ご希望の場合は、申込書をFAX等でお送りください。『特定健康診査・受診券』と居住地域の『特定健康診査実施医療機関一覧』を併せてお送りいたします。送付時期は、6月下旬以降、準備が整った地域からとなります。

なお、(F)以外の健診では『特定健康診査・受診券』は不要となります。

検査項目一覧（令和4年2月現在の予定（今後変更の可能性あります））

	検査内容	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	労安法 法定項目
1	身体計測	○	○	○	○	○	○	○
2	医師診察・問診	○	○	○	○	○	○	○
3	視力検査	○		○	○	○		○
4	聴力検査	○		○	○	○		○
5	血圧測定	○	○	○	○	○	○	○
6	心電図検査	○	○	○	○	○	※	○
7	尿検査	○	○	○	○	○	○	○
8	血液検査（血液一般）	○	○	○	○	○	※	○
9	血液検査（脂質）	○	○	○	○	○	○	○
10	血液検査（肝機能）	○	○	○	○	○	○	○
11	血液検査（膵臓）	○	○	○				
12	血液検査（腎機能）	○	○	○	○	○		
13	血液検査（血糖）	○	○	○	○	○	○	○
14	血液検査（血清学反応）	○	▲	○				
15	血液検査（腫瘍マーカー）		▲	▲				
16	胸部X線検査	○		○	○	○		○
17	胸部ヘリカルCT検査			▲				
18	喀痰細胞診検査			▲				
19	肺機能検査	○						
20	眼底検査	○	○	○	○	○	※	
21	眼圧検査	○	○					
22	消化器系検査	胃部X線検査	□		■	■		
		内視鏡検査						
		ヘリコバクター・ピロリ検査			▲			
		大腸検査（便潜血反応）	○	▲	▲	▲	○	
23	腹部超音波検査	○	○					
24	動脈硬化度測定		○					
25	婦人科系検査	子宮がん検査	▲		▲	▲		
		乳がん検査（超音波検査）	■		■	■		
		乳がん検査（マンモグラフィ）						

- 検査項目 ○：基本検査項目
□：基本検査項目（どちらか一つを選択実施）
▲：オプション検査項目
■：オプション検査項目（どちらか1つを選択実施）
※：医師の判断にて実施する項目

※（A）・（C）・（D）・（E）コースは、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目を含んでいます。

15 女性のための子宮がん・乳がん検診の実施

女性のための子宮がん・乳がん検診は、『医療法人社団こころとからだの元氣プラザ』と、全国の契約している健診機関で受診できるネットワーク受診を実施しております。ご希望の方は、当組合ホームページよりご案内等をご覧いただき申込書をダウンロードのうえ、FAX等でお申込みください。なお、この受診については、年度内1回に限り、組合より補助を行います。

●委託先

- ① 医療法人社団 こころとからだの元氣プラザ
東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング ☎ 03(5210)6648
- ② (ネットワーク受診) 一般財団法人 日本健康文化振興会
東京都杉並区阿佐ヶ谷1-14-1 ☎ 03(3316)0777

なお、ご案内、医療機関一覧、申込書等を郵送希望の場合、組合事務局(☎03-3581-1096)へご連絡ください。送付いたします。

(*)『医療法人社団こころとからだの元氣プラザ』の子宮がん検診で実施しております、【コルポスコープ診】子宮頸部を拡大して観察する検査は、ネットワーク受診では実施しておりません。また、『医療法人社団こころとからだの元氣プラザ』では、平成27年度より、子宮がん検診にオプション検査として超音波断層撮影検査・経膈エコーを追加しております。卵巣腫瘍等子宮がん以外の疾病の発見の一助となる検査です。

16 メンタルヘルスカウンセリング

メンタルヘルスカウンセリング事業を株式会社法研及び株式会社東京カウンセリングセンターと委託契約し、臨床心理士の資格を有するカウンセラーとの電話、面接及びインターネットによるカウンセリングを平成25年6月より実施しています(組合員及び加入の家族が対象です)。

詳細は別添の「メンタルヘルスカウンセリング」のご案内をご参照ください。

17 歯科カウンセリング

歯科カウンセリング組合では歯科医師を招いて月1回歯科カウンセリング(歯科治療の相談)を無料で行っています。日程は次のとおりです。

令和4年	4月7日(木) 9月1日(木)	5月12日(木) 10月6日(木)	6月2日(木) 11月10日(木)	7月7日(木) 12月1日(木)
令和5年	2月2日(木)	3月2日(木)		

各日午後1時00分～4時00分、組合事務局(弁護士会館14階)にて行っております。30分単位で予約を受け付けております(最終受付は3時30分)ので、希望の方は組合事務局にご連絡ください。

18 歯科健診のネットワーク受診

平成30年度より全国約500の歯科診療所等で歯科健診のネットワーク受診を行っています。対象者は、弁護士会保に加入されている18歳以上の方となり、検査内容は以下のとおりです。この受診については、年度内1回に限り、組合より補助を行います。ご希望の方は、当組合ホームページよりご案内等をご覧いただき申込書をダウンロードのうえ、FAX等でお申込みください。

- ・口腔内診査
- ・歯石除去(沈着がひどい場合は、治療(保険診療もしくは保険外診療)として実施する場合があります)
- ・ブラッシング指導

19 令和4年度東京ディズニーリゾート® コーポレートプログラム利用券配布について（令和4年度は4月23日より使用可能となります）

令和4年度東京ディズニーリゾート® コーポレートプログラム利用券配布については、申込みされた本組合被保険者1名につき1枚（1,500円券、年度内1枚限り、使用可能期間令和4年4月23日～令和5年3月31日、申込期限令和4年11月30日）を配布いたします。ご案内を同封いたしましたので、FAXまたは郵送でお申込みください。

なお、利用券はご自宅宛に特定記録郵便で送付いたします。送付先が事務所をご希望の場合、申込書備考欄に明記の上、お申込みください。

※東京ディズニーリゾートコーポレートプログラム事務局より令和4年3月23日（水）から「東京ディズニーリゾート・オンライン予約・購入サポートデスク」の電話番号が変更となる旨連絡がございました。コーポレートプログラム利用申込書および2022年度コーポレートプログラム利用券に記載されております電話番号が旧番号となりますのでご注意ください。

新電話番号 0570-00-1928

なお、旧番号におかけいただいた場合、新番号が案内されます。

20 令和4年度被保険者証（保険証）について（令和4年3月16日発送予定）

新年度の保険証は令和4年3月16日発送予定となっておりますが、新型コロナウイルスの感染状況等の影響により遅延する場合も想定されます。万が一、そのような事態となった場合には、その状況・対応等につきまして、弁護士国保ホームページにて随時ご案内いたします。

お手元に届きましたら内容をご確認いただき、誤りがある場合は組合事務局までご連絡ください。

有効期限が「令和4年3月31日」と印字されている令和3年度保険証は4月1日以降にご自身で裁断し破棄してください。組合に返送された場合は組合事務局で処分します。

なお、後期高齢者医療制度に係り、年度途中で75歳の誕生日を迎える方及びその方が組合員の場合の保険証の有効期限は、次のとおりとなっております。

	有効期限
① 年度途中で75歳に達する方	75歳の誕生日の前日となります。
② 組合員が年度途中で75歳に達する場合のその家族	組合員の75歳の誕生日当日となります。

保険証裏面に臓器提供意思表示欄が設けられております。なお、意思表示のご記入は自由です。

ご不明の点や申請・届出用紙の請求につきましては組合事務局
(TEL 03 - 3581 - 1096・FAX 03 - 3581 - 1185)
電話受付時間 10:00～12:00 / 13:00～15:00 までお問い合わせください。

このお知らせは、組合員の被保険者証の自宅住所宛てに「転送不要」扱いにて発送させていただいております。郵便局にて「転居・転送サービス」をご利用の場合でも転送されません。これは、組合員・被保険者の自宅住所の定期的な確認ということから、また、本組合事業運営・各種健診等の案内をご家族の皆様にもご覧いただきたいとの趣旨からでございます。ご理解の程よろしく申し上げます。なお、住所変更の手続きは転居された日から14日以内と定められております。